

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和60年9月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「延べ面積には、」の次に「エレベーターの昇降路の部分又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第10条中「改築」の次に「、移転」を加える。

別表第1に次のように加える。

40	平成27年4月町田市告示第38号に定める町田都市計画相原駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「相原駅西口地区地区整備計画区域」という。）
----	---

別表第2に次の1表を加える。

40 相原駅西口地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等			建築物の高さの最高限度
沿道商業地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービスを営む店舗に附属するものを除く。） (2) 倉庫（建築物に附属するものを除く。）	—	—	100平方メートル	—	—		15メートル（第11条の規定により市長が許可した建築物は除く。）
沿道利用地区	次に掲げる建築物 (1) 都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	—	—	120平方メートル	—	—		15メートル（第11条の規定により市長が許可した建築物は除く。）
土地利用誘導地区	次に掲げる建築物 (1) 都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	—	—	—	—	—		—

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前										
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、<u>エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。</u></p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第10条 法第3条第2項の規定により第3条又は第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について町田市規則で定める範囲内において増築、改築、<u>移転</u>、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条又は第4条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="173 1075 762 1538"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～ 39</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td><u>平成27年4月町田市告示第38号に定める町田都市計画相原駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「相原駅西口地区地区整備計画区域」という。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	1～ 39	略	40	<u>平成27年4月町田市告示第38号に定める町田都市計画相原駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「相原駅西口地区地区整備計画区域」という。）</u>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項に規定する延べ面積には、共同住宅の共用の廊下又は<u>階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。</u></p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第10条 法第3条第2項の規定により第3条又は第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について町田市規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条又は第4条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="804 1075 1393 1247"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～ 39</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	番号	区分	1～ 39	略
番号	区分										
1～ 39	略										
40	<u>平成27年4月町田市告示第38号に定める町田都市計画相原駅西口地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「相原駅西口地区地区整備計画区域」という。）</u>										
番号	区分										
1～ 39	略										

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第2

1～39 略

40 相原駅西口地区地区整備計画区域

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)		(き)	
					距離	適用除外の建築物等	最高の高さ	軒の高さ
計画地区の区分	建築することができる建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離及び適用除外の建築物等		建築物の高さの最高限度	
沿道商業地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場（自家販売のために食品製造業を営むもの及びガソリンスタンド、クリーニング業、自動車販売業その他これらに類するサービスを営む店舗に附属するものを除く。） (2) 倉庫（建築物に附属するものを除く。）	＝	＝	100平方メートル	＝	＝	15メートル（第11条の規定により市長が許可した建築物は除く。）	＝
沿道利用地区	次に掲げる建築物 (1) 都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	＝	＝	120平方メートル	＝	＝	15メートル（第11条の規定により市長が許可した建築物は除く。）	＝
土地利用誘導地区	次に掲げる建築物 (1) 都市計画法による用途地域内に建築することができる建築物	＝	＝	＝	＝	＝	＝	＝

町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第2

1～39 略